

建築主・設計者等の皆様へ

平成20年4月1日から
完了検査申請書に添付する建築設備等の工事監理報告書の
名称と様式が変更になりました。

都では、従来、工事監理者等に対し、建築設備等の工事完了までの施工状況について、建築基準法第12条第5項に基づき工事監理報告書を求めていましたが、平成20年3月31日に東京都建築基準法施行細則（以下「細則」という。）を改正し、同報告書を建築基準法施行規則第4条第1項第六号の規定（特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類）に基づく報告書に改めることといたしました。

【条文の抜粋】

第十五条の四

1（略）

2 規則第4条第1項第六号の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 法第6条第1項及び第18条第2項（法第87条の2において準用する場合を含む。）に規定する建築物に設ける建築設備（次号に掲げる昇降機を除く。）

イ 地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの 別記第22号様式の5による建築設備工事監理状況報告書（地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積500平方メートルを超えるもの）並びに知事が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書

ロ イ以外の建築物 別記第22号様式の6による建築設備工事監理状況報告書（地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積500平方メートルを超えるものを除く。）並びに知事が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書

二 令第129条の3第1項に掲げる昇降機 別記第22号様式の7による昇降機工事監理状況報告書（建築物に設けるもの）及び知事が別に定める昇降機工事監理状況調査書

三 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター 別記第22号様式の8による昇降機工事監理状況報告書（工作物で観光のためのもの）及び知事が別に定める昇降機工事監理状況調査書

四 令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設 別記22号様式の9による遊戯施設工事監理状況報告書及び知事が別に定める遊戯施設工事監理状況調査書

対象用途

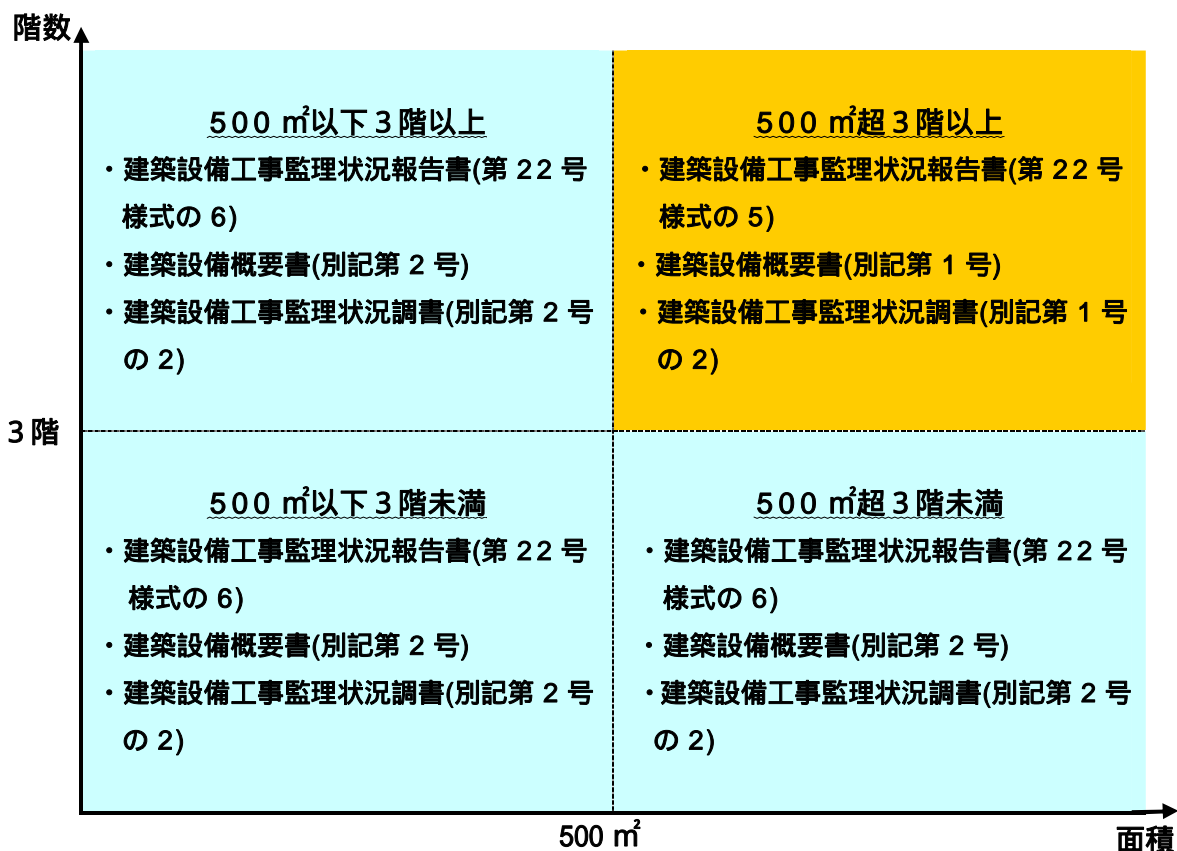
- ・ 全ての建築物（法6条第1項に規定する一戸建て住宅で下水道処理区域内を除く）に設ける建築設備及び昇降機（ホームエレベーター含む）

提出方法

細則第 15 条の 4 第 2 項の規定に基づき報告書等を作成し、建築基準法第 7 条第 1 項（建築基準法第 87 条の 2 又は建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書を提出する際に添付してください。

報告の区分と様式（報告書は細則様式・概要書及び調書は東京都告示様式）

(1) 建築物に設ける建築設備の場合（細則第 15 条の 4 第 2 項第一号イ・ロ）



(2) 建築物に設ける昇降機の場合（細則第 15 条の 4 第 2 項第二号）

- ・ 昇降機工事監理状況報告書（第 22 号様式の 7）
- ・ 昇降機工事監理状況調書（別記第 3 号）

(3) 工作物で観光のための昇降機の場合（細則第 15 条の 4 第 2 項第三号）

- ・ 昇降機工事監理状況報告書（第 22 号様式の 8）
- ・ 昇降機工事監理状況調書（別記第 4 号）

(4) 遊戯施設の場合（細則第 15 条の 4 第 2 項第四号）

- ・ 遊戯施設工事監理状況報告書（第 22 号様式の 9）
- ・ 遊戯施設工事監理状況調書（別記第 5 号）

【お問い合わせ先】

ハウスプラス確認検査株式会社 審査部 設備グループ 担当 江夏 慎一(えなつ)
03-5962-3830